

**水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について（答申）
骨子案**

I はじめに

II 背景

1. 水銀の特性
2. 水銀の大気排出の状況
 - (1) 世界における水銀の大気排出
 - (2) 国内における水銀の大気排出
3. これまでの取組

III 水銀の大気排出対策の在り方について

1. 水銀排出規制制度の必要性
2. 水銀排出規制制度の枠組み
 - (1) 新規施設に係る規制
 - (a) 規制手法
 - (b) 具体的な規制水準を設定するに当たっての基本的考え方
 - (c) 規制の実効性を確保するための措置
 - (d) 「環境のための最良の慣行」の利用について
 - (2) 既存施設に係る規制手法
 - (3) 排出規制の対象施設の規模
 - (4) 排出規制の対象施設の選定の基本的考え方
 - (5) 国民による自主的な排出抑制取組の責務
3. 目標、インベントリー等について
 - (1) 大気排出対策の目標の設定
 - (2) インベントリー
 - (3) 国及び地方公共団体の責務

IV 今後の課題

本資料は、答申の骨子（案）としつつ、議論の残る点については、議論の内容が明らかとなる形で記載している。

I はじめに

- 水銀による地球規模の環境汚染と健康被害を防止するための条約の制定に向け、2010年より、UNEP管理理事会に設置された政府間交渉委員会において国際交渉が行われた結果、2013年10月、熊本市及び水俣市において開催された水銀に関する水俣条約の外交会議にて「水銀に関する水俣条約（Minamata Convention on Mercury）」が全会一致で採択され、我が国を含む92カ国・地域が同条約への署名を行った。
- 水銀に関する水俣条約は、水銀が人の健康及び環境に及ぼすリスクを低減するため、水銀に対して、産出、使用、環境への排出、廃棄等そのライフサイクルにわたって包括的な規制を策定する初めての条約であり、大気への排出規制もその内容に含まれている。
- 我が国は、水俣病の教訓を踏まえ同様の健康被害や環境破壊が二度と繰り返されてはならないという強い決意をもって積極的に交渉に臨んできたものであり、日本の地名を冠する同条約の早期発効に向けた速やかな締結が求められている。
- このような状況の中、2014年3月に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」が諮問され、同日、大気・騒音振動部会に対し「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀の大気排出対策について」が付議された。これを受け、水銀大気排出対策小委員会において詳細な検討を重ねてきたところである。

II 背景

1. 水銀の特性

- 水銀は、常温で液体である唯一の金属元素で、揮発性が高く、様々な排出源から環境中に排出され大気、海洋等を通じて長距離を移動し全世界を循環する環境残留性及び長距離移動性を有する。また、高い生物蓄積性を有し、食物連鎖を通じてマグロなどの高次捕食動物に高濃度に蓄積されやすい。
- 水銀は、人への毒性が強く、特に発達途上（胎児、新生児、小児）の神経系に有害な影響を及ぼすおそれが指摘されている。また、食物連鎖により野生生物へも影響するおそれがある。

2. 水銀の大気排出の状況

（1）世界における水銀の大気排出

- 世界における大気環境中に排出される水銀は、Global Mercury Assessment (UNEP2013)によれば、年間5,500～8,900トンであり、そのうち人為的排出は約30%を占める。残り60%は、一度放出され土壤の表面や海洋に蓄積された水銀の再放出によるもの、その他10%は地質活動による自然起源である。

- 2010 年の人为的大気排出量は 1,960 トンと推計されている。排出源の約半分はアジア地域で、うち中国が 3 割を占めるなど最大の排出国となっている。日本が占める割合は 1 % 程度である。
- 大気排出源を部門ごと見ると、零細及び小規模の金採掘 (ASGM) が 37.1%、石炭燃焼が約 24.2%、非鉄金属一次生産が 9.9%、セメント生産が 8.8%、大規模金生産が 5.0%、水銀含有製品の廃棄処分が約 4.9%、汚染サイトが 4.2%、鉄鋼一次生産が 2.3% となっている。

(2) 国内における水銀の大気排出

- 我が国国内における水銀の大気排出量は、水銀大気排出インベントリー (2010 年度ベース、2013 年度更新) によれば、年間 17~21 トンと推計されている。その主な排出源は、セメント製造施設が約 29%、鉄鋼製造施設 (一次製鉄施設及び二次製鉄施設) が約 25%、廃棄物焼却施設が約 24%、火山が約 8 %、非鉄金属製造施設が約 5 %、石炭火力発電所が約 5 % となっている。

3. 水俣条約の概要

- 水俣条約は、水銀及び水銀化合物の人为的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的としている。水銀の大気排出規制に関しては、主に以下の内容を定めている。
 - ・ 附属書 D の発生源の分類 (石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造に用いられる製錬及びばい焼の工程、廃棄物の焼却設備、セメントクリンカーの製造設備) を対象に、水銀及び水銀化合物の大気への排出を規制し、実行可能な場合には削減する。
 - ・ 新規の発生源については、各締約国での条約発効後 5 年以内に、利用可能な最良の技術 (BAT) 及び環境のための最良の慣行 (BEP) の利用を義務付ける (BAT に適合する排出限度値を使用することも可)。
 - ・ 既存の発生源については、各締約国での条約発効後 10 年以内に、①排出規制目標、②排出限度値、③BAT 及び BEP、④水銀の排出規制に相互に効果のある複数汚染物質規制戦略又は⑤代替的措置から 1 つ以上の措置を実施する。
 - ・ できる限り速やかに、遅くとも各締約国での条約発効後 5 年以内に、関係する排出発生源の目録を作成し、維持する。

4. 我が国のこれまでの取組

- 「水銀及びその化合物」は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）第 2 章の 4 に基づく有害大気汚染物質対策における「有害大気汚染物質」に該当する可能性がある物質の一つとして選定されている。¹このため、大防法第 18 条の 22 に基づき、事業者は、水銀及びその化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずることが責務とされている。また、水銀及びその化合物は優先取組物質としても選定されており、これを受け、中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成 15 年 7 月 31 日）において、環境基準に準ずる「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値」として、水銀蒸気の長期曝露に関する指針値（年平均値 $0.04 \mu\text{g Hg/m}^3 (=40 \text{ ng Hg/m}^3)$ 以下）²が設定されている。
- この他、大防法に基づくばい煙排出規制やダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類排出規制等への対応として、従来から導入されている SOx、NOx、ばいじん、ダイオキシン類等の排出抑制のための排ガス処理装置についても、水銀の大気排出抑制に一定程度の効果があるものと考えられる。
- 大防法第 22 条第 1 項（常時監視）の規定に基づき、平成 10 年度以降、国及び自治体が全国約 300 地点でモニタリングを実施している。直近の測定結果である平成 24 年度の全国平均濃度は 2.1 ng Hg/m^3 であり、これまでに、指針値を超過した測定地点はない。

III 水銀の大気排出対策の在り方について

1. 水銀排出規制制度の必要性

- 水銀については、環境中残留性、長距離移動性及び生物蓄積性があり、かつ、人及び野生生物に対し毒性を有するというその特性に照らし、大気への排出を規制し、実行可能な場合には削減するための対策を講ずることが水俣条約上求められている。Global Mercury Assessment (UNEP2013) においても、水銀の人為的排出の削減は、将来的に環境中を循環する水銀量を削減するために極めて重要であることが指摘されているところである。

¹ 中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成 22 年 10 月 18 日）別添 1

² 優先取組物質となっているのは「水銀及びその化合物」であるが、「一般大気環境中の水銀は、その大部分が水銀蒸気として存在し、他の化学形態は極めて微量であること等から、大気からの曝露が問題となるのは水銀（水銀蒸気）のみである」との考え方から、指針値は水銀（水銀蒸気）について設定されている。（中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成 15 年 7 月 31 日）別添 2 p.7）

- 水俣病経験国である我が国としては、水俣条約の趣旨を積極的に捉え、大気排出規制を行う上で、十分な担保措置の伴う制度としていくことが重要である。
- 現行の大防法においては、有害大気汚染物質対策の枠組みで水銀の排出抑制対策が講じられている。当該制度は「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義される有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散を抑制するためのものであり、事業者に対し責務を課してはいるものの、遵守義務や適合命令などが規定されていないことなどから、本制度では、水俣条約の担保措置としては不十分ではないか。
- このため、今般、水俣条約遵守のための新たな規制措置を設ける必要があるのではないか。

2. 水銀排出規制制度の枠組み

(1) 新規施設に係る規制

(a) 規制手法

<前提>

- 水俣条約第8条第4項は、「各締約国は、新規の発生源に関し、排出を規制し、及び実行可能な場合には削減するため、(中略) 利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用を義務付ける」と規定すると同時に、「締約国は、利用可能な最良の技術の適用に適合する排出限度値を使用することができる」としており、排出口における排出限度値規制、構造・設備規制のいずれの規制手法も認めている。
- 大防法におけるばい煙排出規制及びVOC排出規制、水質汚濁防止法における排水規制並びにダイオキシン類対策特別措置法におけるダイオキシン類排出規制がそうであるように、我が国の排出・排水規制は、原則として排出限度値規制により行われてきた³。設備・構造規制と比較しての排出限度値規制のメリットとしては、事業者が自らの事業の実情を踏まえて対策を探ることができること、基準の設定及び遵守状況の確認に当たっての行政コストを抑えられること等が挙げられる。

³ 大防法における一般粉じん規制や水質汚濁防止法における地下浸透防止のための構造・設備規制のように、一部例外的に、構造・設備規制が用いられている例もあるが、これらの規制で求められる構造・設備は、水銀排出を抑制するための設備に比べ、非常に単純なものである。

- BATの考え方を踏まえた水銀大気排出規制が制度化されている米国及びEU各のいずれにおいても、具体的な規制手法としては、原則的には、排出限度値（原則として濃度基準）による規制が用いられている。
- 規制手法としては、排出限度値規制を採用することが適當ではないか。その場合、現行の大防法における排出限度値規制の仕組みとしては、排出基準（濃度基準）に適合しないときに、直罰が科せられるばい煙排出規制や、改善命令等が課せられるVOC排出規制があるが、水俣条約の趣旨を踏まえ、排出口からの平均的な排出状況に着目した規制となる仕組みを検討すべきはないか。
- 一方、廃棄物処理施設等の排出源によっては、焼却する対象物にどのような物質が入っているかを管理することは困難という性質を有することから、施設の構造・設備や行為・管理に関する基準を設けて規制するという考え方もあるが、どうか。
※ ただし、この場合、併せて、設備の維持・管理が確実に行われるようとするための規制措置やその遵守状況の確認手続き等、制度の実効性をいかに確保し得るかという点について検討が必要。
- また、廃棄物処理施設等の排出源によっては、「環境のための最良の慣行」を、責務規定に留まらない具体的な規制措置として課すべきという考え方もあるが、どうか。

（b）具体的な規制水準を設定するに当たっての基本的考え方

＜前提＞

- 水俣条約第8条第4項は、各締約国に対し、「新規の発生源に関し、「利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用」を義務付けるとともに、「締約国は、利用可能な最良の技術の適用に適合する排出限度値を使用することができる」と定めていることから、排出限度値を定めるに当たっては、水俣条約第2条(b)において定義されている「利用可能な最良の技術」の趣旨を十分に踏まえる必要がある。
- その定義規定において、「利用可能な最良の技術」は、「一の締約国又は当該締約国の領域にある一の設備に対する経済的及び技術的考慮を払いつつ、水銀の大気への排出並びに水及び土壤への放出並びにその環境に対する影響を全般的に防止し、又はこれが実行可能でない場合には、当該排出及び放出を削減するための最も効果的な技術をいう」とされており、環境保全上維持されることが望ましい水準との関係で定めることは求められていない。
- 水俣条約第8条第8項は、締約国会議が、その第一回会合において、利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する手引を採択することを求めている。

- 排出限度値の設定に当たっては、経済的及び技術的考慮を払いつつ、排出源分類ごとの排出状況及び排出抑制技術の状況について十分に調査・検討を行い、これらを勘案した上で、現実的に排出抑制が可能なレベルで定めることが適當ではないか。
- 具体的な規制基準値については、利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する手引を参考としつつ、来年度以降、専門委員会等を設置して検討していくことが適當ではないか。

(c) 規制の実効性を確保するための措置

<前提>

- 現行大防法のばい煙排出規制、VOC 排出規制及び特定粉じん排出規制では、排出規制の履行の確保を図るため、排出規制の対象となった事業者に対し、排出濃度を測定し、その結果を記録することを義務付けている。

<測定義務>

- 排出限度値による排出規制を設ける場合、排出規制の履行の確保を図るため、排出規制の対象となった事業者に対し、排出濃度を測定し、その結果を記録することを義務付けるのが適當ではないか。

<測定義務を設けるとした場合の測定方法>

- 測定方法は、水俣条約の趣旨を踏まえ、以下のような点に留意しつつ、定めるべきではないか。
 - ・ 排出状況を適切に代表する試料を測定できる方法及び頻度であること。
 - ・ 規制の対象となる事業者及び規制を実施する行政双方に対して過度な負担を強いることのない、合理的な方法であること。
- 具体的な測定手法については、来年度以降、専門委員会等を設置して検討していくことが適當ではないか。
- なお、測定方法の検討にあたっては、廃棄物処理施設等排出源によっては、焼却する対象物にどのような物質が入っているかを管理することは困難という特殊性を踏まえた検討が必要。

<実効性確保のためのその他の措置>

- 排出限度値による排出規制を設ける場合は、その規制の実効性を確保するため、測定義務に加え、例えば対象施設の設置に関する届出、排出限度値の遵守義務、所要の命令、罰則等所要の制度を設けるのが適當ではないか。

＜規制の実施主体＞

- これらの規制の実施には、現行大防法のばい煙排出規制及び VOC 排出規制に係る事務等と同様に、都道府県知事及び大防法第 31 条第 1 項の「政令で定める市長」が当たるとすることが適當ではないか。

(d) 「環境のための最良の慣行」の利用について

＜前提＞

- 水俣条約第 8 条第 4 項では、「各締約国は、新規の発生源に関し、排出を規制し、及び実行可能な場合には削減するため、(中略) 利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用を義務付ける」と規定されている。
 - 現行大防法の VOC 排出規制においては、事業者が、排出口における排出濃度規制を遵守するだけでなく、排出口以外からの VOC の排出及び飛散を抑制するために必要な措置を講じることも必要であることに鑑み、事業者の責務規定が設けられている。
 - 「環境のための最良の慣行」⁴の利用を事業者に義務付けるための規定として、例えば、事業者の責務規定を置くことが適當ではないか。
 - 一方、廃棄物処理施設等の排出源によっては、その特殊性に応じ、排出限度値に加え、「環境のための最良の慣行」として、例えば、入口対策として分別回収を促進するなどにより投入される水銀含有物を減らすことや、産業廃棄物についてはマニフェストにより水銀を含むことを確認し適正な処理業者に委託することを徹底する等具体的な措置を義務付けることにより担保するという考え方があるが、どうか。
- ※ この点については、III 2. (1) (a) に掲げる規制手法の検討と併せて一体的に検討することが適當である。また上記のような具体的な措置については、廃棄物処理法により担保することも含めて検討が必要ではないか。

(2) 既存施設に係る規制手法

＜前提＞

- 水俣条約第 8 条第 5 項は、各締約国に対し、既存の発生源⁵に関して、下記(a)～(e)に掲げる措置のうち一又は二以上の措置を、「自国の事情並びに当該措置の

⁴ 「環境のための最良の慣行」については、水俣条約第 2 条 (c)において、次のように定義されている。
(c) 「環境のための最良の慣行」とは、環境に関する規制措置及び戦略を最適な組合せで適用したものという。

経済的及び技術的な実効可能性及び妥当性を考慮の上、自国の計画に含め、及び実施する」ことを求めており、新規の発生源とは異なる扱いをすることが認められている。

- (a) 関係する発生源からの排出を規制するため及び実行可能な場合には排出を削減するための数量化された目標
 - (b) 関係する発生源からの排出を規制するため及び実行可能な場合には排出を削減するための排出限度値
 - (c) 関係する発生源からの排出を規制するための利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用
 - (d) 複数の汚染物質の規制に関する戦略であって、水銀の排出の規制について相互の利益をもたらすもの
 - (e) 関係する発生源からの排出を削減するための代替的な措置
- 現行大防法におけるばい煙排出規制、VOC 排出規制等においては、既存施設については、その種類によっては施設等の大幅な改変が必要な場合など技術的な制約もあり得ることから、施設の種類に応じ段階的な対応としている場合がある。
 - ばい煙排出規制、VOC 排出規制等の例を参考にしつつ、また、既存の大気汚染対策の成果も考慮して、施設の種類に応じ段階的な対応とすることなども検討することが適當ではないか。この場合、既存施設に係る基準値については暫定措置を活用することが可能ではないか。
 - 一方、
 - ・ 既存の大気汚染対策は上記(d)に掲げる複数汚染物質規制戦略に該当するとして、集塵・脱硫・脱硝装置等の排ガス処理装置を設置している場合は条約担保済みとする措置を検討するべきとの考え方や、
 - ・ これに加えて有害大気汚染物質としての自主管理を継続することによって条約担保済みとする措置を検討するべきとの考え方があるが、どうか。

5 「既存の発生源」については、水俣条約第8条第2項(e)において「新規の発生源でない関係する発生源をいう」と定義されており、「新規の発生源」については、同項(c)において、以下のように定義されている。

(c) 「新規の発生源」とは、附属書Dに掲げる分類に該当する関係する発生源であって、次の(i)又は(ii)に規定する日の少なくとも一年後に建設又は実質的な改修が開始されるものをいう。
(i) この条約が関係締約国について効力を生ずる日
(ii) 発生源が附属書Dの改正によってのみこの条約の対象となる場合においては、当該改正が関係締約国について効力を生ずる日

(3) 排出規制の対象施設の規模

<前提>

- 対象施設の規模について、水俣条約第8条第2項(b)においては、「締約国は、いずれかの分類に関する基準が当該分類からの排出量の少なくとも七十五パーセントを含む場合に限り、選択により、附属書Dに掲げる発生源の分類の対象となる発生源を特定するための基準を定めることができる」と規定されている。
- 現行大気汚染防止法のばい煙排出規制や VOC 排出規制においては、いわゆる「裾切り基準」を設け、一定規模以上の施設のみを対象としている。
- 水俣条約第8条第9項においては、「基準」に関する手引を締約国会議が採択する予定とされている。
- 対象施設は、水俣条約第8条第2項(b)の規定に則りつつ、また、締約国会議で採択される「基準」を参考しながら、一定規模以上のものに限定することが適当ではないか。
- 一方、規制対象の発生源の中には、施設規模に関わらず水銀を確実に扱う施設類型もあることから、そのような施設については施設規模の大小に関わらず対象とすることや、逆に例えば木くずの焼却施設等のように基本的に水銀を扱わない施設類型については施設規模に関わらず対象外とすることなど、単に施設規模による裾切りだけに拘るべきではないとの考え方もあるが、どうか。

(4) 排出規制の対象施設の選定の基本的考え方

<前提>

- 水俣条約第8条第4項及び第5項の措置の対象とされる「関係する発生源」について、同条第2項(b)は、「附属書Dに掲げる発生源の分類の一に該当する発生源をいう」と規定している。
- 同附属書に掲げられている5分類⁶に該当する施設については、排出規制の対象とする必要がある。
- 附属書Dには掲げられていないものの我が国においては水銀大気排出の一定割合を占める排出源の位置づけについては、

⁶ ①石炭火力発電所、②産業用石炭燃焼ボイラ、③非鉄金属（注：製造に用いられる製錬及びばい焼の工程）、④廃棄物の焼却設備及び⑤セメントクリンカーの製造設備の5分類。なお、同附属書の適用上、「非鉄金属」とは、鉛、亜鉛、銅及び工業金をいうとされている。

- ・ 国内法制化する以上は不公平な仕組みとならないようすべきであることや、水銀は一般環境中に残留し蓄積していくことを踏まえ我が国としても可能な限り削減することから、国内の水銀大気排出割合に応じて規制対象を定めるべきとの考え方や
- ・ 条約を履行するための枠組み作りを目的とし、日本における今までの大気環境対策への取組及びその結果を考慮しつつ、条約対象施設のみを対象とした枠組み作りに関する検討を進めるべきであるとの考え方があるが、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀の大気排出対策を検討するという趣旨を勘案しつつ、検討することが必要ではないか。

(5) 国民による自主的な排出抑制取組の責務

<前提>

- 現行大防法の VOC 排出規制及びダイオキシン類対策特別措置法におけるダイオキシン類排出規制においては、国民に対しても一定の努力を求める規定が設けられている。
 - 国民においても、その日常生活の中で、水銀大気排出の抑制を促進することが可能であると考えられることから、国民に対して一定の努力を求める規定を設けるのが適当ではないか。
- ※ なお、当該論点は、水俣条約に係る水銀添加製品対策、水銀廃棄物対策に係る担保措置等とも関連することから、環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会（産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループと合同会合。以下「水俣条約対応検討小委員会」という。）において検討されている措置と連携して検討るべきではないか。

3. 目標、インベントリー等について

(1) 大気排出対策の目標の設定

<前提>

- 水俣条約第8条第3項では、「関係する発生源を有する締約国は、排出を規制するための措置をとるものとし、当該措置並びに期待される対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる」と規定されているところであり、国として目標を作成することも可能となっている。
- 水俣条約において、国として目標を作成するか否かは各締約国の判断次第とされているところであるが、我が国としては、水銀の大気排出抑制を着実に実施するという観点から、目標設定のあり方を検討すべきではないか。

※ なお、当該論点の検討に当たっては、水俣条約第 20 条に基づく実施計画も踏まえる必要があることから、水俣条約対応検討小委員会において検討されている措置も踏まえつつ検討するべきではないか。

○ なお、仮に目標を設定する場合には、世界における日本の水銀排出割合は 1 % 程度であることや、我が国における排出抑制のための取組の現状を十分に踏まえ、検討するべきではないか。

(2) インベントリー

<前提>

- 水俣条約第 8 条第 7 項では、「締約国は、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後五年以内に、関係する発生源からの排出に関する目録を作成し、その後は維持する」と規定されている。
 - 環境省では、排出事業者及びその業界団体等から提供された情報を基に、既に一度、2010 年度（平成 22 年度）ベースの水銀に関する大気排出インベントリーを作成し、水俣条約の暫定事務局である UNEP への提出及び公表を行った⁷ところである。
 - 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律における PRTR 制度においては、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が自ら把握して国に届け出ることとされている。PRTR 制度の対象物質には「水銀及びその化合物」が含まれており、排出量の把握にこの制度を活用することも考えられるが、同法の趣旨は事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進にあることから、同制度における届出データは必ずしも網羅的なインベントリーとなっていないことに留意が必要である。
- 水俣条約の趣旨を踏まえつつ、インベントリーの精度を如何に確保していくかについては、我が国の現行他制度におけるインベントリーの策定・更新方法等も参考にしつつ、今後、検討していくことが適当ではないか。
- 水俣条約で求められているインベントリーの策定・維持のためには、水銀の排出事業者に対し、求める精度に応じて排出状況に関する積極的なデータ提供を幅広く求めることが必要となる。測定結果の報告を法律上の義務とする場合の対象は規制対象施設にとどまるなどを考慮すると、報告の義務付けを法で定める必要はないも

⁷ 環境省水・大気環境局大気環境課報道発表（平成 25 年 3 月 21 日）

のの、排出事業者による自主的取組として排出状況に関する広範なデータを実効的に収集できるようにすべきではないか。

(3) 国及び地方公共団体の責務

- 国においては、水俣条約の早期発効に向けて、水俣病を経験した我が国が国際的な水銀対策を牽引し、水銀汚染による健康被害や環境破壊の防止を図るため、国民に対する普及啓発等の必要な施策を着実に講じていくことが適当ではないか。
 - また、開発途上国に対し能力形成、技術援助及び技術移転に関して支援するとともに、我が国としても引き続き、水銀の挙動等に関する研究及び技術開発の取組を進めることが適当ではないか。
 - 地方公共団体においては、水銀大気排出対策が適切に講じられるよう規制を適切に実施するとともに、インベントリーの整備に関し協力していくことが適当ではないか。
- ※ なお、当該論点は、大気排出に限定されるものではなく分野横断的であることから、水俣条約対応検討小委員会において検討されている措置と連携して検討するべきではないか。

IV 今後の課題

- UNEPにおいては、今後、水銀のほかにも、鉛、カドミウム等について環境リスク削減のための取組が進展する可能性があり、そうした動きに対しては、我が国としても注視しておく必要がある。新たな取組が講じられる場合には、どのような対策が適切か、物質の特性を踏まえて検討することが適当ではないか。